

行動障害支援体制・要医療児者支援体制・精神障害者支援体制について(公表)

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定により、計画相談支援及び障害児相談支援について、さらなる質の向上を目指すための見直しが行われました。このことに伴い新設された「行動障害支援体制加算」「要医療児者支援体制加算」「精神障害者支援体制加算」の対象となる研修を修了した相談支援専門員を配置しています。

①行動障害支援体制加算

行動障害のある知的障害者や精神障害者の方々に対して適切な計画相談支援等を実施するために、定められた研修を修了した相談支援専門員を配置しています。

②要医療児者支援体制加算

重症心身障害など医療的なケアを要する児童や障害者に対して適切な計画相談支援等を実施するために、定められた研修を修了した相談支援専門員を配置しています。

③精神障害者支援体制加算

精神科病院等に入院する者及び地域において単身生活等をする精神障害者に対して、地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援等を実施するために、定められた研修を修了した相談支援専門員を配置しています。

対象となる研修名及び研修を終了した相談支援専門員氏名は下表のとおりです。

対象となる研修名	相談支援専門員氏名
強度行動障害支援者養成研修(実践研修)	中川和也
医療的ケア児等コーディネーター養成研修	中川和也、上田めぐみ
精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援法等に関する研修	中川和也、上田めぐみ